

## 第二回中国前近代ジェンダー史ワークショップ

### ＜中国史における家族像の変遷

#### －女系の影響力は時代によって如何に変わったか＞

科研基盤 B「歴史教育におけるジェンダー視点の導入に関する比較研究」(研究分担者：小浜正子)および東洋文庫現代中国研究資料室ジェンダー資料研究班では、以下のようなワークショップを行いました。日本の中国史研究は世界に冠たる成果を誇ってきましたが、その中であってジェンダー史・女性史は相対的に弱体な分野でした。このワークショップは、日本の中国史研究のジェンダー史に関わる成果を確認し、中国ジェンダー史の大きな流れを議論しようとして始めたもので、第二回目今回は、強い男系中心主義だとされる中国家族の実像は、時代によってかなり変化しているのではないかと考え、各時代の家族に関するご研究や史料の紹介をお願いしました。ワークショップでは、中国の各時代の家族の理念と実像に関する報告を踏まえて、活発な議論が展開されました。各報告の概要は以下の通りです。

日時：2013年1月27日（日）午後1:30～5:30

場所：日本大学文理学部本館一階B会議室

趣旨説明 小浜正子（日本大学・東洋文庫）

報告1. 下倉渉（東北学院大学）：「父系化する社会——漢六朝期における同宗と外姻」

報告2. 荒川正晴（大阪大学）：「史料紹介：敦煌文書に見る妻の離婚、娘の財産相続」

報告3. 倉橋圭子（立教大学研究員）：「明清期の「科挙家族」と姻戚」

漢族社会では、父系親である「同宗」（「本宗」などとも呼ぶ）の関係が最重要視され、外姻（母と妻の一族、および出嫁女性の子）の間柄は軽んじられた。当該社会の親族関係を説明する際、このように概述されるのが一般的であろう。しかし、こうした理解は「五服」の喪服関係、即ち儒家の説く「タテマエ」の関係をなぞっただけの説明であるのかもしれない。植野弘子氏によれば、台湾の漢族社会では妻の姉妹の夫との間に緊密な互助的関係が築かれるという。これは「五服」からはみ出した関係に他ならない。当該社会に生きる人々が、己を中心とする「关系」を最大限に駆使して自己の生き残りをはかろうとしていたとするならば、父系の「同宗」に偏重した親族関係は、現実のそれと完全には重ならない公式的な「タテマエ」の関係であるかのように思われる。しかも、歴史を遡ると、その「タテマエ」においてすらも、父系原理に基づいているとは見なしがたい部分が確認される。例えば異父同母兄弟姉妹の扱いがその一つである。

雲夢睡虎地秦簡の「法律答問」によれば、秦律においては異父同母兄弟姉妹の和姦は「棄市」と論罪された。また、漢初の二年律令を見ると、同産（同父兄弟姉妹）の和姦もその刑罰は「棄市」であった。即ち、秦律・漢初律では、同父も異父も、ともに兄弟姉妹として等し並みに扱われていたと理解される。ところが唐律の段階に至ると、同父の兄弟姉妹は「絞」（「棄市」と同じく死刑）に処せられるのに対して、異父の場合は「徒三年」と罪が軽い。両者の間に量刑上の差等が設けられたのは、「同父」の関係が重要視されるようになった結果であろう。こうした趨勢は喪礼の規定からも看取される。『礼記』曲礼の記載が正しければ、春秋戦国時代においては「異父昆弟」のための喪礼は「齊縗」（同父昆弟と同じ）であった。しかし後漢後半期に至ると、古文学派の馬融や鄭玄らがこれを批判して「齊縗」よりも一等下の「大功」を是とした。更に唐礼では「小功」に格下げされ、明律に至ると「無服」として扱われるようになった。親族関係における父系の原理は時代の進行に伴って強まっていったといえるのである。

「同宗」の関係にも歴史性が見て取れる。後漢後半期の場合、「従祖以下」（曾祖父以上の同じくする父系親）の関係は、礼の規定においてですら「別居異財」を是認された「恩義已に軽き、服属疎末」な間柄であった。おそらく、最上位世輩者である祖父が死没すると「分家」（別居異財）が行われるのが当時一般的であったのだろう。更に、この時代に著された『四民月令』を読むと、その著者崔寔は「同宗」集団を、リーダーがいなければ団結力の維持が危ぶまれる集団と見なしている。漢代の父系同姓集団を後代の宗族とだぶらせてイメージするのは慎まなければならない。両者の違いこそが問われるべきであろう。

しかし、後漢時代を一つのターニングポイントとして中国の漢族社会は「父系化」の方向に進んでいく。漢代では外戚当権という政治現象が繰り返し現れたが、六朝期になると、皇族といった皇帝の父系親が政治の表舞台で活躍する。また、この時代は「貴族」の時代でもあった。こうした政治社会における転換は、親族関係における父系原理優先化の趨勢と密接な関わりをもった歴史的な事象であっただろう。では、なぜ中国の漢族社会は「父系化」への道を選択したのか。その原因を、「儒家思想の伸張」などといったありきたりな説明で終わらせるのではなく、当該社会に生きた人々の切実な事情にまで分け入って明らかにすることが、いま求められているのではなかろうか。

本報告では、敦煌世俗文献に含まれる離婚や家産分割に関わる文書を取り上げ、敦煌の漢人社会における女性の「姿」を紹介した。

まず離婚については、敦煌文献には多くの離縁状の書儀（模範文例）が残されているが、これまでは「放妻書」とタイトルが付けられた離縁状の「見本」に多くの光があてられてきた。これはその名の通り、男性（夫）側が主体となって作成する離縁状であり、それを女性（妻）側が保管することになる。しかしながら、書儀には夫婦が対等な立場で作成する、「女人及丈夫手書」というタイトルをもつ離縁状が存在する。これは、妻と夫が離縁状となる「手書（てぶみ、自筆の書）」を署名付きでそれぞれに作成し、それを取り交わしていたことがうかがえるものである。離縁状と言えば、離婚を宣告する男性が一方的に女性に与えるものという理解が定着している感があるが、まったく逆の離縁状もあったのである。このことは、敦煌では時に夫も妻の作成した離縁状を手元に置いておく必要があったことを示唆している。

また家産分割については、敦煌では遺書の書儀を見ると、「男（むすこ）」とともに「女（むすめ）」が家産分割の対象者として挙げられている。実際に作成された遺書でも、「女」に対して家産が分割されており、敦煌社会では女性が当然のように家産を男兄弟とともに受け継いでいた。長年の論争となってきた「女性の家産継承権の存否」問題について言えば、理念のレベルではなく、現実の多様な漢人社会において女性が家産を継承していたことを示す実例の一つとして評価できよう。ただし、この「女」が出嫁後も実家の家産を継承できたかどうかは、今後の課題となろう。

このように敦煌では、漢人社会ではあっても、女性は「強い立場」にあったと認められる。その背景として、敦煌では女性が家族の生活を支える重要な労働力として位置づけられていたことがあると推測されるが、併せて同じく女性が強かったと評される唐の時代のトレンドとの関係も考えるべきであろう。

科挙は前近代の中国社会を特徴付ける重要な制度のひとつであるが、明代半ばの16世紀頃から、父系で連続して進士を輩出する者の割合が増加し、特定の家系に合格者が集中する傾向が現れる。これら数代にわたって科挙合格者を輩出し続けた「科挙家族」の形成は江南をはじめとする南方においてとくに顕著であり、原因として科挙の制度的変化による競争激化、また16世紀頃から南方に普及した宗族形成運動の影響などがあげられるが、姻戚関係に着目した研究は少ない。発表者は明清を通じて全国有数の進士輩出地であった江蘇省常州の代表的な科挙家族のひとつ、毘陵惲氏を対象に、その族譜に記載された個人情報（男子成員の生年月日、科挙位・官職。妻の生年月日、その父・祖父の科挙位・官職。子女の数、娘の婚家の夫・その父・祖父の科挙位・官職など）を利用し、科挙地位の継承に有利な、統計的に有意な差が生じる条件は何か分析を行い、父系で合格者が途絶えた場合でも、どのような姻戚を持つかで科挙合格に大きな差が生じるという分析結果を得た。

惲氏族譜の序文や、科挙合格者たちの伝や行状などを見ると、家塾の教師あるいは詩文書画サロンの同人として、また科挙受験に際しての経済的支援や受験生活中の就職の斡旋や官僚への推挙を行う者として、母方オジや妻の実家・姉妹の婚家の成員は重要な位置を占めている。父系宗族の集住地から離れ、受験や就職のために移動する科挙家族にとっては、同宗の人々との関係は希薄であり、むしろ同業であり同じ文化的背景を持つ姻戚との間で、事業パートナーとして協力・協働関係を築きやすいことが指摘できる。また、母の実家は宗族の集住地近隣にほぼ限られるのに対し、娘の婚家には移住先の科挙家族が含まれており、両者の目的には違いがあるらしい。族譜の凡例から惲氏は婚家を重視していたことがうかがえるが、このような姻戚に対する態度は他地域の科挙家族においても見られるものか、また同様の制度を持った朝鮮ではどうか、比較史の視点から今後検討すべき課題についても提案した。